

薬局機能情報公表制度について（案）

平成18年10月31日
第2回医療情報の提供のあり方等に関する検討会

薬局機能情報公表制度について（案）

1 目的

薬局に対し、当該薬局の有する機能に関する情報（以下、「薬局機能情報」という。）について都道府県への報告を義務付け、都道府県において住民・患者への情報提供を実施する体制を整備し、報告を受けた情報を集約化するとともに、住民・患者に対しわかりやすい形で提供することにより、住民・患者による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の性格

本制度は、薬局が自らの責任において薬局機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該薬局機能情報をそのまま公表するものである。

薬局は、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局又はかかりつけ薬剤師等が、住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。

また、薬局機能情報について誤りがあった場合、当該薬局は速やかにその訂正を申し出ることとし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。

3 実施主体

都道府県を実施主体とする。

ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。

4 実施体制

（1）都道府県における運営体制

- ・ 都道府県の薬務担当部局において運営することを基本とするが、必要に応じて他部局との連携を図ることが望ましい。

- ・ 地方自治法に基づき、政令市等に制度実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収、薬局から薬局機能情報の報告がない場合や誤った報告が行われた場合における薬局への指導等）を委譲する場合においても、制度の実施についての責任主体は都道府県とし、最終的な薬局機能情報の公表は都道府県において行うものとする。
- ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り運営することとする。
- ・ 住民・患者からの薬局機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、案内体制を整備するなどの必要な措置を講じて、適切に行うものとする。
- ・ 本制度は、薬局機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。

（２）薬局機能情報の報告手続

①薬局機能情報の報告時期

- ・ 薬局の開設者は、当該薬局の所在地の都道府県知事に対し、別に定める薬局機能情報について、毎年都道府県において定める時点における情報の報告を行うものとする。
- ・ 薬局の開設者は、報告した薬局機能情報のうち一定のものに修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して修正又は変更の報告を行うものとする。

②薬局機能情報の報告方法

- ・ 都道府県は、薬局からの定期的な報告に際して、薬局機能情報に関する調査票を薬局に送付することとし、薬局は当該薬局の機能に関する情報を調査票に記載し書面又は電子媒体により提出することとする。
都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する薬局の情報について、照会を行うことができることとする。

なお、調査票の様式については、別に定める事項を全て報告させる事項として含む限りにおいて、各都道府県の任意とする。また、2回目以降の記入方法については、前回報告のあった調査票の修正・変更をもって行うことができることとする。

- ・ 薬局機能情報の修正又は変更の報告については、
 - ア 薬局の名称、開設者、所在地、電話番号・FAX番号、開局日、開局時間については、薬局の基本情報として重要な事項であるため、修正又は変更のあった時に、書面又は電子媒体で都道府県知事に対して報告を行わなければならない情報とする。

なお、薬事法第10条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。
 - イ 基本情報以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、都道府県独自の取組により、変更時の随時更新を認めることとしても差し支えない。
 - ウ 都道府県が、薬局自らがシステムにアクセスして薬局機能情報を変更できるシステムを有する場合には、情報の管理・運営の観点から、薬局が自ら変更した事項については、月1回を基本に、まとめて書面又は電子媒体で都道府県知事に報告することとする。
- ・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自に収集し、公表することは差し支えない。

③薬局機能情報の確認

- ・ 都道府県知事は、薬局から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該薬局に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- ・ 都道府県知事は、薬局が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該薬局の開設者に対し、当該薬局に関する必要な情報の提供を求めることができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、薬事法第72条の3に基づき、期間を定めて、薬局の開設者に対し、その報告又はその報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。
- ・ 報告内容の全部又は一部について、照会、確認等を行う場合、当該照会、確認等に対して、適切な応答がなされず内容の確認ができない場合、又は是

正命令を行い是正がなされるまでの期間については、当該内容の箇所の情報について公表することを一時的に停止することは、本制度の目的からみても差し支えないこととする。この場合において、当該内容の箇所について、照会、確認の過程である旨等が分かるように留意すること。

(3) 薬局機能情報の公表手続

① 薬局機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、薬局から報告された薬局機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 薬局機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、原則としてインターネットにより、薬局から報告された薬局機能情報を公表するものとする。
- ・ インターネットによる公表については、都道府県は、住民・患者による薬局の選択に資するよう薬局機能情報に基づく一定の検索機能を有するようシステムを整備することとする。
- ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットによる公表と併せて、都道府県担当部署等において、紙媒体又は備え付けのインターネット端末等により、公表するものとする。
- ・ また、都道府県知事が、インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末等以外に、電話による薬局機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。
- ・ また、注意事項として、2で示す情報の性格について、ホームページ上で併せて記載することとする。
- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する薬局機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。
この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から薬局機能情報に関するリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 薬局による情報提供

- ・ 薬局は、都道府県知事へ報告した事項について、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ 薬局がこれらの提供を行っていない場合には、都道府県知事は、提供するよう指導することができるものとする。
- ・ また、薬局においても、住民・患者からの当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ薬剤師においても、患者から他の薬局に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

(5) 経過措置等

- ・ 本制度は、平成19年4月1日より施行されるが、各都道府県におけるシステム開発・改変時の準備が必要となることも踏まえ、平成19年度においては、平成19年度中に、薬局の名称、開設者、所在地、電話番号・FAX番号、開局日、開局時間の基本情報について公表することで足りることとし、公表方法としては、インターネットによる検索機能を有するシステムによって公表することに努めることとする。
- ・ 別に定める情報の全てを公表できるインターネットによる検索機能を有するシステムについては、平成20年度中に運用が開始されるよう、各都道府県はシステムの整備を行うものとする。
- ・ なお、この場合においても、情報の報告については、平成19年度中に、別に定める全ての情報について、薬局から都道府県への報告を開始するものとする。
- ・ 薬局が報告する薬局機能情報については、今後必要に応じ、段階的に項目を見直すものとする。